

気候資金ガバナンスに見るグローバル・タックスと 地球環境ガバナンスの交差

—グリーン気候基金の現状とゆくえを中心に—^①

上村 雄彦

はじめに—巨額の資金の不足とガバナンスの欠如

気候変動、森林破壊、水資源の汚染と枯渇など、地球環境破壊はますます深刻度を増している。これらの原因として、これまで経済優先の経済社会、環境コストの外部化、大量生産・大量消費・大量廃棄型ライフスタイルなど多くの要因が考究されてきたが、まだ十分には探求されていない分野がある。それは、地球環境対策にかかる巨額の資金の不足、ならびに地球環境問題を効果的に管理する地球環境ガバナンスの欠如の問題である^②。

世界の約 500 の環境 NGO で構成される気候行動ネットワーク (CAN: Climate Action Network) は、気候変動の適応には年間 500 億ドル、緩和には年間 600 億ドル、技術移転と普及には年間 500 億ドル、途上国の森林減少対策には年間 350 億ドル、合計で年間 1950 億ドル (約 19 兆 5000 億円。1 ドル=100 円で計算。以下同様) が必要との試算を行っている (寺島委員会 2010:33-34)。また、国際エネルギー機関 (IEA: International Energy Agency) によると、2050 年までに世界の二酸化炭素排出総量を 2005 年レベルから半減させるには、実に年間 1 兆 1000 億ドル (約 110 兆円) かかる試算している (IEA 2008: 4)。2013 年度の世界の政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance) の総額が 1348 億ドルであることに鑑みると (OECD 2014)、気候変動や森林破壊など地球環境対策に必要な費用を賄うには程遠く、行うべき対策が取られない理由が浮かび上がる (上村・池田

2014: 246)。

同時に、地球環境問題を解決するためには、公正で、効果的なグローバル・ガバナンスが必要であるが、現在そのようなガバナンスは存在していないと思われる。1972年に設立された国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）の創設時から20年間の予算総額は10億ドル以下であり、職員数も300～400名で、各国の環境関係省庁の平均人数よりも少ない（高木 2007: 2）。1991年に世界銀行、国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）、UNEPが創設した地球環境ファシリティ（GEF: Global Environment Facility）は、途上国及び市場経済移行国が、地球規模の環境問題に対応した形でプロジェクトを実施する際に追加的に負担する費用につき、原則として無償資金を提供しているが、1991年から2009年の18年間で88億ドルが拠出されたのみである^③。しかも、後述のとおり、GEFはドナーである先進国の意向が強く反映されるガバナンスになっているため、多くの途上国が反発している（寺島委員会 2010: 39）。

したがって、地球環境危機を乗り越えるために現在最も要請されることは、まずは地球環境対策に必要な資金を創出することであり、次に十分な資金を裏付けにした公正な地球環境ガバナンスを構築することにあると考えられる（上村・池田 2014: 246）。

そこで、本論では、まずいかにして必要な資金を創出するかという課題について、グローバル・タックスに着目し、その税收規模、ならびにグローバル・ガバナンスに与える影響を考察する。次に、あるべき地球環境ガバナンスを検討するために、気候資金分野でのガバナンスに焦点を絞り、その歴史を辿った上で、2011年12月に創設された「グリーン気候基金（GCF: Green Climate Fund）」について詳細に吟味する。

とりわけ、GCFは途上国の気候変動対策のために、年間1000億ドル（約10兆円）を調達することをめざしており、到底ODAの増額で賄える域では

ない。そこで、登場するのが上述のグローバル・タックスである。グローバル・タックスの導入によって、どの程度気候変動に要する資金需要が満たされ、公正な気候資金ガバナンスが構築されるのか—これらを明らかにすることが本論の目的である。

1. グローバル・タックスの可能性

2010年2月、潘基文国連事務総長は、気候変動対策に必要な資金をいかに調達するかという課題を検討するために、気候資金に関するハイレベル諮問グループを創設した。諮問グループが出した最終報告書の主要な結論は、2020年まで毎年1000億ドル規模の資金調達は可能だが、ODAの増額や多国間開発銀行の増資などの従来の資金だけでは達成できないので、新たな資金創出のアプローチが不可欠であるというものであった（High-Level Advisory Group 2010）。そのアプローチの支柱がグローバル・タックスである（上村・池田 2014: 254）。

グローバル・タックスとは、「グローバルな資産や活動にグローバルに課税し、グローバルな活動の負の影響を抑制しつつ、グローバル公共財の供給やグローバル公共善の実現ために、税収をグローバルに再分配する税のシステムのこと」をいう（Uemura 2007: 114; 上村 2009: 177-178）。

このグローバル・タックスには、3つの潜在的可能性がある。それはグローバル・タックスを通じた、①資金創出であり、②政策効果であり、③グローバル・ガバナンスを変革する可能性である（上村 2009; 2012; 2013; 2014a; 2014b; 2014c; Uemura 2012）。本論は、地球環境問題を解決するための資金調達と公正なガバナンスの探求に焦点を当てているので、②を割愛し、以下①と③について概観してみたい⁴⁾。

(1) グローバル・タックスの税収

諮問グループは、民間資本、炭素市場、多国間開発銀行を通じた資金供給とともに、国際炭素税、国際航空税、国際船舶税、金融取引税などのグローバル・タックスもその資金源として提示し、分析を行っている。先進国が二酸化炭素 1 トン当たり 20–25 ドルの炭素税を課し、税収の 10%を気候資金に拠出すれば年間 300 億ドル、国際航空や船舶に課税し、税収の 25–50%を気候資金にまわせば年間 100 億ドル、金融取引税の税収の 25–50%を気候変動に充てるとすると、0.001%の税率で 20 億ドル、0.01%で 270 億ドルの資金調達が可能となると論じている (High-Level Advisory Group 2010: 5-6, 25; 上村 2014a: 130; 上村・池田 2014: 254)。

また、国連は、2012 年 7 月に『世界経済社会調査 2012』を発表し、気候変動を含む地球規模課題の解決のために、年間 4000 億ドル規模の新たな資金創出方法を提案している。それは以下の 4 つの柱からなる。第一の柱は、先進国が 1 トン当たり 25 ドルの炭素税を実施し、税収を国際協力に用いることである (税収見込みは年間 2500 億ドル)。次に、税率 0.005%の通貨取引税をドル、ユーロ、円、ポンド取引に課税することであり (年間 400 億ドル)、第三に、現在実施に向けて検討されている欧州金融取引税 (年間 710 億ドル) の一部を地球公共財にまわすことである⁵⁾。最後の柱は、国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund) の特別引出権を活用することである (年間 1000 億ドル) (United Nations 2012; 上村 2014a: 130; 上村・池田 2014: 254)。

ここで注目されるのは、諮問グループも国連も、グローバル・タックスを主要な資金源として正面から打ち出していること、そしてその税収規模である。諮問グループでは 670 億ドル (金融取引税の税率を 0.01%とした場合)、国連では 2900 億ドル (+欧州金融取引税の一部) の規模となる。現在の世界の ODA の合計が 1348 億ドルであることに比して、670–2900 億ドルは

相当な規模となる。さらに、オーストリア経済研究所のシュテファン・シュルマイスター (Stephan Schulmeister) は、仮に金融取引税を欧州に加えて、主要な国々で実施した場合、0.01%で 2860 億ドル (約 28 兆 6000 億円)、0.05%で 6550 億ドル (約 65 兆 5000 億円) という巨額の税収が得られると試算している (Schulmeister 2009: 12-15; 上村 2013: 250; 2014a: 130; 2014b: 71; 上村・池田 2014: 255) ^⑥。

グローバル・タックスによる税収は、IEA のいう年間 1 兆 1000 億ドルには及ばないが、CAN の提示する年間 1950 億ドルや GCF が目標とする年間 1000 億ドルという気候変動に対処するために必要な資金を十分に満たすことがわかる。ここに、グローバル・タックスの資金創出の可能性が明確に浮かび上がる (上村・池田 2014: 255)。

(2) グローバル・タックスとグローバル・ガバナンス

グローバル・タックスの真骨頂は、本節で展開するとおり、現状のグローバル・ガバナンスを変革する可能性にある。グローバル・ガバナンスについて統一した定義はないが、ここではさしあたり「グローバルなレベルにおける多様なアクターによる課題設定、規範形成、政策形成・決定・実施を含めた共治」としておこう (上村 2009: 45)。

また、グローバル・ガバナンスはマイクロレベルとマクロレベルにわけて考えることもできる。ここでいうマクロレベルとは上記の定義そのものであるが、マイクロレベルとは、グローバル・ガバナンスの中でも国際機関における意思決定のあり方を指す。特に各機関の理事会の構成 (先進国と途上国理事の比率や政府代表以外のステークホルダーの参加の度合いなど) と意思決定方法 (1 国 1 票制か加重表決制かなど) が具体的な中身となる^⑦。

以上の定義を踏まえて、現在のグローバル・ガバナンスを象徴的に表現すれば、「1%の、1%による、1%のためのガバナンス」、すなわち、少数の

強国や強者が、大多数の小国や弱者を犠牲にして、自分たちに都合のよいルールを制定するなど、民主性も、透明性も、アカウントビリティ（説明責任）も欠いたガバナンスということが出来る（上村 2014c: 79）。

具体的には、大多数の国々を蚊帳の外に置く G8（主要 8 カ国首脳会議）や G20（20 カ国財務相・中央銀行総裁会議）であり、わずか 5 カ国が拒否権を持つ国連安全保障理事会であり、出資金の大きさが意思決定に影響を及ぼす IMF や世界銀行の加重表決制である。気候変動の分野で言うと、気候資金を扱う GEF は 1 国 1 票制と加重表決制の二重加重多数決制 (double majority) を採用している。いずれのガバナンスも多くの途上国に不利なばかりでなく、市民社会など政府代表以外のステークホルダー（利害関係者）は意思決定の中核から外されており、多様な声を反映させることができない。これでは、あらゆる国家は言うまでもなく、国家以外のアクターも一致協力して強力に取り組む必要のある地球環境対策は困難であろう（上村 2014a: 132）。

しかし、もしグローバル・タックスが実施されれば、そのようなガバナンスは変更を迫られることになる。なぜなら、グローバル・タックスを実施すれば、納税者が桁違いに多数で多様になるからである。ミクロレベルでいうと、そのような納税者に説明責任を果たすためには、グローバル・タックスを財源とする国際機関は既存のガバナンスよりも透明で、民主的で、説明能力と責任を有することが強く要請される（上村 2014b: 73-74）。

このあたりについて、もう少し説明を加えておこう。一般に国際機関は各国の拠出金によって運営されるため、大きな制約を受けている。まずは、意思決定の面である。その中核となるのは理事会であるが、これは各国の政府代表から構成される場合がほとんどである。各国代表の第一の関心事はまずは国益であり、地球益は二の次になることが多い。次に、財源についても、各国から拠出金が出されなくなれば、特に大口の拠出金を出す大国から資金が来なくなれば、その機関は立ち行かなくなるので、財政面での自立性に乏

しい。実際に、国連は最大の拠出国であるアメリカが長期間にわたり拠出金を滞納していたため、極めて苦しい財政運営を強いられた。また財政面での各国、特に大国への依存は、政策面でもこれらの国々に配慮せざるを得ず、十分な自律性を保つことができないということを意味している。

それに対し、航空券連帯税というグローバル・タックスを財源とする国際機関である UNITAID（国際医薬品購入ファシリティ）の理事会は、創設国（フランス、ブラジル、チリ、ノルウェー、イギリス）とスペインから 6 名、アフリカ連合、アジアから各 1 名ずつ、市民社会から 2 名、財団から 1 名、世界保健機関（WHO: World Health Organization）から 1 名の合計 12 名の理事で構成されている（上村 2009: 293-294; 2012: 163; 2013: 251; 2014a: 132; 2014b: 75; 2014c: 90）^⑧。また、UNITAID は同機関の理事会に入っていない国々、NGO、企業などのステークホルダーの意見を反映させるために、2007 年 5 月に諮問フォーラムを創設し、民主的な運営を試みている（上村 2009: 299; 2012: 164; 2014b: 75; 2014c: 90; Taskforce 2010: 30）^⑨。すなわち、UNITAID の理事会は、政府代表だけでなく、市民社会、財団、国際機関も理事になり、意思決定に市民社会や現場の想いなど、多様な意見を反映させ、国益を超えた利益のための決定を試みているといえるだろう。

さらに、話をマクロレベルに拡大すると、グローバル・タックスを財源とする国際機関は、従来のそれとは異なり、財政的に自立性を確立し、主権国家、特に大国の「くびき」からもある程度解き放たれる可能性もある。すなわち、財政的な自立性を確保することで、各国の国益に捉われず、純粋に地球益の実現に向かって政策を策定し、活動を展開する可能性が開けるのである。したがって、今後航空券連帯税に加えて、金融取引税、地球炭素税、武器取引税などさまざまなグローバル・タックスが導入され、それに伴って次々と独自の財源と多様なステークホルダーによる意思決定を備えた超国家機関が創設されれば、現在の強国・強者主導のグローバル・ガバナンスは、全体

として大きく変革を迫られることになるだろう（上村 2013: 251; 2014a: 133; 2014c: 92）。

もちろん、そのようなガバナンスはすぐに実現されるわけではなく、理念的には以下のような経路を辿ると考えられる。まずは、資金の抛出国である先進国が加重表決制など自国に有利なガバナンスを構築する段階である（IMF や世界銀行の例）。しかし、それに対して途上国が批判し続けることにより、理事の構成が先進国と途上国とで対等（同数の理事）、あるいは途上国理事が過半数を占める段階に至る（後述する適応基金の例）。さらに、グローバル・タックスが財源として導入されることにより、政府代表に加えて多様なステークホルダーが理事会に参加する段階となる（UNITAID の例）。最後に、長期的な展望ではあるが、もし今後さまざまなグローバル・タックスが実施され、それを管理する超国家機関が多数創設された場合、これらの機関がどこかの時点で一つに収斂して「グローバル・タックス機関」とも呼べる機関ができ、それを民主的に統制する「グローバル議会」のような組織が創設される段階に到達する可能性も考えられる（Patomäki 2001; 上村 2009: 333-337; 2014a: 133; 2014b: 79-80; 2014c: 92）。

最後の段階は詳細な研究が求められるが、欧州連合がその執行機関である欧州委員会に対して欧州議会を創設し、チェック・アンド・バランスを効かせる仕組みを作り上げているという事実がその出発点になるだろう。この議論は本論の主旨から離れるので別稿に譲ることとして、次節ではマイクロレベルでのガバナンス、とりわけ気候変動分野のガバナンスに焦点を当てて、具体的にその変容を検討しよう。

2. 地球環境ファシリティから適応基金へ

気候変動分野のガバナンスの中核は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）締約国会議（COP: Conference of the Parties）と京都議定書締約国会合（CMP: Meeting of the Parties）である。COP の下で 1997 年に京都議定書が締結され、先進諸国は二酸化炭素の排出削減、ならびに途上国への資金提供と技術供与を法的に義務づけられた。この COP と CMP が気候変動ガバナンスの中核であるが、その他にも多国間開発銀行によって設立された気候投資基金（CIF: Climate Investment Funds）や気候変動に関わる二国間援助などが存在する。このような状況はレジーム複合体と表現され（Keohane & Victor 2010）、この大きな俯瞰図を射程に入れて、ガバナンスを論じる研究も多い（上村・池田 2014: 247）。

たとえば、亀山康子は「気候変動への対処のための国際枠組みが、『多国間中心』あるいは『自主的取り組み中心（二国間協力）』のどちらに向かいそうか」という問いを投げかけ（亀山・高村 2011: 13-14）、フランク・ビールマン（Frank Biermann）らは、二酸化炭素削減の対費用効果の観点から、分散的なガバナンス（レジーム複合体）よりも統合的なガバナンスの方が、利益が大きいと論じている（Biermann et al. 2010: 309）。これに対して、ロバート・コヘイン（Robert Keohane）とデイヴィッド・ヴィクター（David Victor）は、各国の関心が多様で、関与する能力が異なる気候変動の分野においては、レジーム複合体の方が統合的かつ包括的なレジームよりも政治的実現可能性の観点から利点があると論じている（Keohane & Victor 2010; 上村・池田 2014: 247）。

しかし、いずれの研究も、気候変動の分野にグローバル・タックスが導入された場合、それが当該分野のグローバル・ガバナンスにどのような影響を

与えるかという分析は行っていない。そこで、本節では主としてグローバル・タックス導入の観点から気候資金に焦点を絞り、とりわけミクロレベルのガバナンスの変容の可能性を軸に据えて論を進めていくこととする。

(1) 地球環境ファシリティ (GEF)

気候資金ガバナンスの分野で、最初に設立された機関は、既述の GEF である。1991 年 5 月に、GEF パイロットフェーズが 3 年間の期限で始まり、1994 年に世界銀行、UNDP、UNEP の取り決めによって、正式に設立された。パイロットフェーズ中は、世界銀行幹部が GEF の責任者を務めるなど、世界銀行の影響力が大きかっただけでなく、加重表決制を採用している世界銀行を通じて、先進国も GEF の意思決定プロセスに大きな影響を与えた。このような先進国優位の意思決定プロセスに反発して、途上国は GEF に替わる新たな基金を国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下に創設するか、または先進国と途上国が平等な意思決定権を持つ「グリーン基金」の創設を求めた (田村・福田 2011: 116-117)。

1994 年の正式発足までに、実質的な意思決定機関である GEF 評議会の構成と意思決定方法について、先進国と途上国の間で決裂含みの議論が行われ、最終的に評議会は、先進国から 14 名、途上国から 16 名、旧ソ連・東欧から 2 名の合計 32 名の評議員で構成されること、意思決定方式はコンセンサス方式を採用するが、コンセンサスを得られない場合は投票が行われ、1 国 1 票の基礎票と抛出比例票のそれぞれ 60% の獲得を必要とする、二重加重多数決制を採用することで合意がなされた (田村・福田 2011: 117-118)。

このように、気候資金の分野で最初に設立された GEF は、当初は先進国や世界銀行の影響力が大きい意思決定が行われてきたが、途上国の反発によって、評議会において先進国 (旧ソ連と東欧を含める) と途上国の評議員は同数となった。しかしながら、意思決定方式はコンセンサスを基本としつつ

も、二重加重多数決制という先進国優位の方式が残され、多くの途上国に不満を残すこととなった。

(2) 適応基金

その後、2001年のCOP7で採択されたマラケシュ合意により、特別気候変動基金（SCCF: Special Climate Change Fund）、後発開発途上国気候基金（LDCF: Least Developed Climate Fund）が創設されたが、いずれも先進国の主張により GEF の運営主体の下に設立されることとなった。しかしながら、GEF のガバナンスに不満を持つ途上国は、適応基金（Adaptation Fund）については、これを GEF の信託基金にするべきだと主張する先進国に反対し、GEF から独立して京都議定書の下に設立するよう要求した。その結果、適応基金は京都議定書の下に設立されること、そして新たに適応基金理事会を設置することが決定され、GEF を事務局に、世界銀行を受託機関に基金が創設されることとなった。

適応基金とは、途上国における気候変動の悪影響に対処する適応プロジェクトやプログラムに対して資金援助をする機関である。適応基金理事会は、CMP の定める原則の下で支援対象となるプロジェクトの採否を決定する権限を持つ。その構成は、5つの国連地域グループからそれぞれ2名、小島嶼途上国から1名、後発開発途上国から1名、UNFCCC 附属書 I 国（先進国）から2名、非付属書 I 国（途上国）から2名の合計16名の理事からなり、途上国の理事が過半数を占めるようになっている。また、意思決定は原則としてコンセンサスでなされるが、合意が得られない場合は、1国1票に基づく3分の2の多数決で採択される。

すなわち、理事国の構成として先進国と途上国が同数で、二重加重多数決制を採用している GEF と比べて、適応基金ではより途上国の声が反映されるガバナンスとなっている。また、プロジェクトの実施においても、GEF で

は世界銀行、UNDP、UNEP 等の国際機関によって行われるが、適応基金では国際機関による実施に加えて、一定の条件を満たせば途上国の国内実施機関も財源への直接アクセスも認められている（田村・福田 2011: 118-119）。

さらに、ジャーマン・ウォッチなど 9 つの NGO が「適応基金 NGO ネットワーク」を創設し、理事会のメンバーと年 3 回の対話の機会を持って NGO の声を届ける一方、現地でのプロジェクトでは、適応基金は現地の NGO を含めた国別実施主体（National Implementing Entities）にプロジェクトの実施を委ね、モニタリングも現地の NGO が中心になって行っている。その成果もあって、適応基金は気候資金関係の国際機関の中で、最も透明性が高いとの評価を受けている⁽¹⁰⁾。

GEF、SCCF、LDCF という気候資金に関わる他の基金に比して、適応基金のガバナンスがより途上国の意向が反映しやすいものとなっている理由は、気候変動という途上国の協力なしには解決し得ない課題に対して途上国の立場が強まりつつあること、途上国政府と連携して積極的な活動を行ってきた国内、国際 NGO の影響などが考えられる。しかし、おそらく一番の要因は、適応基金の財源にあると考えられる。すなわち、適応基金は先進国からの任意拠出金を受け入れているものの、クリーン開発メカニズム（CDM: Clean Development Mechanism）事業から発生する削減相当量（クレジット）への課金を主要な財源としていることが他の基金とは大きく異なる（高村 2011: 56; 田村・福田 2011: 119）。

CDM とは、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして得て、自国の削減に充当できる仕組みのことをいう。この時先進国が得られる削減相当量を「認証排出削減量（CER: Certified Emission Reductions）」というが、その CER が発行される際に 2% が天引きされ、適応基金の特別口座に振り込まれる（地球環境戦略機関 2009: 127）。ちなみに、2013 年 3 月

の時点で、適応基金の全財源のうち、CER クレジットへの課金は 50%を占めている⁽¹¹⁾。

この CDM 事業への課金は、国境を越えたグローバルな活動に対して国際機関が実質的に課税し、グローバル公共財に関する活動の財源とするという観点からグローバル・タックスの一つとみなすことができ、ここにグローバル・タックスがマイクロレベルでのガバナンスの変革に影響を与えていることを看取することができる。

3. 適応基金からグリーン気候基金へ

(1) 設立の背景

グリーン気候基金 (GCF) は、2011 年 12 月に南アフリカ共和国のダーバンで開催された COP17 の場で創設された。その背景には、ポスト京都議定書の枠組に途上国を入れ込みたい先進国の思惑と、先進国が義務を負っている気候資金の提供を大規模で確実に得たい途上国の要望が合致したことがある。

これまで途上国は、GEF から気候変動を含む地球環境対策に 105 億ドル⁽¹²⁾、特別気候変動基金から 1 億 8888 万ドル⁽¹³⁾、後発開発途上国基金から 3 億 4600 万ドル⁽¹⁴⁾、適応基金からは 1 億 6500 万ドル⁽¹⁵⁾の無償援助を受けているが、これらの合計額である約 112 億ドルは、気候変動対策に必要な額 (年間 1000 億ドルの単位) に比して、あまりにも小さい。しかし、もしこの資金ギャップを埋めることができれば、一方で途上国は効果的な気候変動対策を取れるようになり、他方でそれによりポスト京都議定書の枠組に途上国が加わることも容易になる。それを具現化するために設置されたのが、GCF である。GCF は COP16 で基金創設の方向性が確定し、COP17 での創設に向

けて移行委員会が設置され、委員会の提言を基に COP17 の場で年間 1000 億ドルの資金調達をめざす基金の設立に至った（上村・池田 2014: 249-250）。

② グリーン気候基金のガバナンス

GCF の目的は、気候変動に対処するために国際社会によって設定された目標の達成に向けたグローバルな努力に対して、重要かつ野心的な貢献をすることである。特に、途上国が温室効果ガスを削減し、気候変動の悪影響に適応できるよう支援することを通じて、低炭素かつ気候変動耐性型開発へのパラダイムシフトをめざしている。そのために、GCF は国内・国際レベルで公的・民間双方の気候資金の触媒となり、新規で追加的、十分に予測可能な資金を途上国に供給することを掲げている（GCF 2012a: 2; 上村 2014b: 76）。また、GCF は一定の独立性を確保しつつ、COP に対する説明責任およびガイダンスの下に機能することとなった（福田 2012: 101）。

GCF は理事会、事務局、暫定受託機関から構成され、事務局は UNFCCC 事務局と GEF が共同で UNFCCC 事務局施設内に暫定事務局を設立した後、2013 年 6 月に初代事務局長として、シティバンク、世界銀行、アフリカ開発銀行での勤務経験を持つヘラ・チェイクロウホウ（Héla Cheikhrouhou）を迎え、同年 12 月には韓国の仁川市に正式に事務局を構えることとなった（GCF 2013: 1）。他方、受託機関については世界銀行が暫定受託機関を務め、GCF の運用 3 年後に再検討されることとなっている⁽¹⁶⁾。

その後の理事会で、理事会の下には、①独立評価ユニット、②独立規範ユニット（Independent Integrity Unit）、③独立補償（矯正）メカニズム（Independent Redress Mechanism）、ならびに④4 つの委員会（倫理と監査委員会、民間セクター諮問グループ（PSAG: Private Sector Advisory Group）、投資委員会、リスク・マネジメント委員会）、さらに事務局の下にはリスク・マネジメント作業グループと決定作業グループが作られることと

なった (Bonner 2014)。

GCF は緩和、適応、民間セクターファシリティーという 3 つの資金アクセスのための窓口 (window) を設け、具体的な重点領域として、①低炭素交通とエネルギーへのアクセス、②低炭素発電、③持続可能な土地利用と森林マネジメント (REDD+を含む)⁽¹⁷⁾、④適応対策の強化・拡大、⑤「知識ハブ」のような公共財の支援を、2013 年 10 月に開催された理事会で採択している (Schalatek & Nakhooda 2013: 2)。

ここで、最大のポイントとなるのが、理事会の構成と意思決定方法である。理事は、先進国理事が 12 名、途上国理事がアジア太平洋から 3 名、アフリカから 3 名、ラテンアメリカ・カリブから 3 名、小島嶼諸国から 1 名、後発開発途上国から 1 名、それ以外の途上国から 1 名の計 12 名、合計で先進国、途上国理事が同数の 24 名から構成されることとなった。また、先進国理事、途上国理事からそれぞれ 1 名ずつ議長が選出される共同議長制を敷くこととなった (GCF 2012b: 3-5)。すなわち、GCF は適応基金の流れを引き継ぎ、理事数において先進国と途上国が平等となるガバナンスを備えることとなった (上村 2014b: 76; 上村・池田 2014: 250)。

また、京都議定書第 2 約束期間に入っていないアメリカ、日本、ロシア、ニュージーランド (オーストラリアと共同代表)、そして京都議定書の義務を負っていない世界の二酸化炭素排出国の中国も GCF の理事になっている点も注目される (上村・池田 2014: 250)。

さらに特筆されるべきことは、GCF が市民社会や民間企業などの多様なステークホルダーの関与を掲げていることである。その一つの体現が理事会へのオブザーバー参加である。オブザーバーは二つのカテゴリーに分けられている。一つはいわゆるオブザーバーであり、いま一つは「アクティブ (活動的)」オブザーバーである (GCF 2012c: 1)。アクティブ・オブザーバーは市民社会から 2 名、民間企業から 2 名選出され (ともに先進国と途上国から 1

名ずつ)、以下の資格を持つ。第一に、理事会での議題に項目を追加することを要求できる。第二に、外部の専門家の理事会への招聘を共同議長に推薦することができる。第三に、理事会で参加者に発言することを要求することができる。そして、議決権は持たないものの、議長の許可を得て理事会で発言し、議論に参加することができる (GCF 2012c: 3-4)。一般のオブザーバーにはこのような資格は与えられていないことはいままでもない (上村 2014b: 77; 上村・池田 2014: 250-251)。

市民社会や民間企業からのアクティブ・オブザーバーの選出プロセスは、事務局が選定した関連団体から理事会が選んだ独立した組織によって進められ、その上でアクティブ・オブザーバーは以下の4つの方法で選ばれることとなっている。①市民社会組織や民間企業の投票を通じた自主選出。②市民社会組織や民間企業の諮問パネルや委員会を通じた自主選出プロセスの促進。③事務局による事前選出と市民社会組織や民間企業の推薦を基にした理事会による選出。④これらのプロセスの組み合わせ。ただし、民間企業については、市民社会のようにまとまりのあるグループができていないので、③の理事会による選出が適切であるかもしれないと付言されている (GCF 2012c: 3-4)。

結果として、アクティブ・オブザーバーは自主選出で、市民社会からはアクションエイドのブランドン・ウー (Brandon Wu) と第三世界ネットワークのミーナクシ・ラーマン (Meenakshi Raman) が、企業セクターからは気候市場投資協会 (Climate Markets and Investment Association) のアビド・カルマリ (Abyd Karmali) と持続可能な開発のための世界ビジネス協議会 (World Business Council for Sustainable Development) のグウェン・アンドリュース (Gwen Andrews) が選出された⁽¹⁸⁾。

ここで注目されるのは、自主選出という民主的な手法が採られたこと、ならびに選出されたメンバーがアクションエイドや第三世界ネットワークとい

うきわめて「急進的」な NGO のメンバーであるという点である。これは GCF の理事会として、批判的なステークホルダーの声をしっかりと聴くという意味表示とみなすことができ、評価できる。実際に、第三世界ネットワークのラーマンは、「私たちは理事と同等に扱われ、重要と思われる諸点について意見を述べることができる。また、議事録に残すために、発言することも許されている」と述べている⁽¹⁹⁾。

また、上述のとおり、GCF は 2013 年 6 月の理事会で、民間セクター諮問グループの創設を決定した。諮問グループは、4 名の理事に加え、途上国の企業セクターから 4 名、先進国の企業セクターから 4 名、市民社会から 2 名の専門家から構成され、理事会に民間セクターとの広範なかかわりや協約についてアドバイスを行うこととなっている（GCF 2014: 1）。

既述の UNITAID は、市民社会から 2 名、財団から 1 名の理事を選出し、理事会で他の理事と同等の権限を持つことを付与しているため、グリーン気候基金においては UNITAID より政府代表以外のステークホルダーの意思決定過程への関与は小さい。しかし、「アクティブ・オブザーバー」という新たなカテゴリーを設け、民間セクター諮問グループを創設するなど、理事会という意思決定の中枢に市民社会が関わることを可能にしているという点は、特筆に値する。

また、ここでの意思決定方式は原則としてコンセンサスであり、もし得られない場合は共同議長が休会にして非公式会合を提言することもある。それでもなおコンセンサスを得られない場合は、理事会が定める投票によって意思決定を行うとしている（GCF 2012b: 9）。ただし、既述のアクティブ・オブザーバーであるラーマンは、「コンセンサスが得られないとき、どのようにして意思決定をするのかは未解決のままだ」と述べている⁽²⁰⁾。

さらに、GCF は独立評価ユニットを理事会の下に創設している。GCF はまだ実際に活動を開始していないので、このユニットがどのような手段で、

何の評価を行うのかは現時点では不明であるが、さまざまな資金を集めて融資を行う以上、自らの活動について確固たる第三者評価を行うということであるならば、GCF のアカウンタビリティを保証する観点から評価に値する。

このように、GCF の理事会の構成と意思決定方法、多様なステークホルダーの関与や独立評価ユニットの創設などに鑑みると、IMF や世界銀行はいうまでもなく、GEF や適応基金と比較しても、GCF のガバナンスはかなり公正なものに設計されているといえるのではなかろうか。

(3) GCF の課題

とはいえ、GCF にも数々の課題が垣間見られる。まず、アクティブ・オブザーバーの理念と現状の乖離である。繰り返しになるが、理念としてアクティブ・オブザーバーは、①理事会での議題に項目を追加することを要求でき、②外部の専門家の理事会への招聘を共同議長に推薦することができ、③理事会で参加者に発言することを要求することができ、④議決権は持たないものの、議長の許可を得て理事会で発言し、議論に参加することができることとなっている。しかし、現実には、理事会の議題に項目を追加することも、外部の専門家の招聘も許されてはいない。さらに、特別に招聘されない限り、理事会の各委員会やパネルにも参加することもできない (Schalatek & Nakhooda 2013: 3-4)。なぜこのような事態になっているかは不明であるが、これでは「アクティブ」オブザーバーの意味もないし、あらゆるステークホルダーの関与を通じての民主性を確保することにもおぼつかない。

次に、民間セクター諮問グループ (PSAG) 創設に際しての市民社会専門家の選出方法である。ラーマンによると、「関連する市民社会団体による議論を通じて PSAG で市民社会を代表する専門家を選出したにもかかわらず、理事会は別の専門家を選出した」との問題提起を行っている⁽²¹⁾。これもなぜこのようなことが行われたのかは不明であるが、GCF の民主性と市民社会から

の関与を確実にするためには、今後 PSAG の市民社会専門家の選出方法は再考されるべきであろう。

第三に、透明性にかかわる問題がある。たとえば、適応基金などは理事会の様子はウェブキャストを通じて、誰でもリアルタイムで見ることができのに対し、GCF の理事会はウェブキャストの利用について承認していない (Schalatek & Nakhooda 2013: 4) ⁽²²⁾。GCF は公的資金だけではなく、民間資金も扱うので、すべてを公開することは困難であることは想像に難くないが、透明性向上の観点から、何らかの対策を打ち出すべきだと考える。その意味で、理事会の書類が、理事、顧問、アクティブ・オブザーバーに送られるのと同時に、GCF のウェブサイトにあげられている点は評価できる (Schalatek & Nakhooda 2013: 4)。同時に、ウェブキャストについても、一部のセッションは非公開にするなど工夫を凝らしつつ、今後は導入を検討すべきであろう。

第四に、GCF は贈与と融資の双方を扱うことになっているが、融資の場合、返済のためにプログラムやプロジェクトを通じてある程度の利潤を獲得しなければならない。しかし、GCF の目的とする「途上国が温室効果ガスを削減し、気候変動の悪影響に適応できるよう支援することを通じて、低炭素かつ気候変動耐性型開発へのパラダイムシフトをめざす」という枠組の中で、確かな利潤を生み出すことができるのかどうかは疑問符が付く。つまり、可能な限り公的資金の割合を高め、受益国である途上国に財政的な負担を負わせないようにすることが GCF の基本姿勢であるべきではなかろうか。

それに関連して、最後に、GCF が 2014 年 11 月までに各国から確約された公的資金は、93 億ドル (9300 億円) 以下であり⁽²³⁾、目標とする年間 10 兆円からはあまりにもかけて離れていることを指摘しておきたい。この資金面での乖離をどのように埋めていくのか。その答えは GCF サイドからは見えてこない。

おわりに—今後の展望

これまで本論は、グローバル・タックスの可能性として、巨額の資金創出、ならびにグローバル・ガバナンスの変革の可能性について検討してきた。その結果、グローバル・タックスの導入によって、年間 1000 億ドルの単位で気候変動に要する資金需要が満たされ、ミクロレベルでより公正な気候資金ガバナンスが構築される可能性が浮き彫りになった。

ただし、ここで分析の対象とした GCF は 2012 年 8 月に初めての理事会を開催し、2013 年 12 月に事務局が韓国に定まったばかりなので、今後の推移を注意深く見守る必要がある。GCF は、当初は公的セクター、民間セクターからの贈与、ならびに譲与的な公的ローンのみを受け入れ、いずれ新しい税のようなオルタナティブな財源を求めようとしているが (Schalatek & Nakhooda 2013: 2)、その資金源が実際にどうなっていくのかは決定的に重要である。なぜなら、GCF の主たる財源が先進国からの拠出金になるのか、炭素市場からの資金になるのか、民間企業からの調達になるのか、グローバル・タックスの導入によるものになるのかによって、そのガバナンスが変わってくるはずだからである。

気候資金の供給は、京都議定書によって先進国の義務とされているので、GCF の理事会において政府代表理事の権限が小さくなることはないだろう。しかしながら、巨額の気候資金の必要性、ならびに現在までに GCF が得られた資金 (9300 億円以下) に鑑みると、今後グローバル・タックスの導入はおそらく避けられないと考えられる。そしてそれが GCF の財源の中で大きな比重を占めるようになった時、アクティブ・オブザーバーが本来の役割を果たすようになるのみならず、長期的には理事に昇格し、理事会の中でより大きな声を響かせる可能性も否定できない。

そのようなことが現実になれば、多様なステークホルダーがさまざまな意

見を意思決定プロセスに反映させることができるようになるという点で、より公正で、望ましいガバナンスが GCF の中で実現することになるだろう。そして、そのことは、短期的には効果的な気候変動対策の推進に結びつき、長期的にはより透明で、民主的で、アカウンタブルな地球環境ガバナンスを創造する糸口になると考えられるのである。

《注》

- (1)本稿は、上村雄彦・池田まりこ (2014)「地球環境ガバナンス」吉川元他編著『グローバル・ガヴァナンス論』法律文化社、244-257 頁、上村雄彦 (2014)「グローバル金融が地球共有財となるために—タックス・ヘイブン、「ギャンブル経済」に対する処方箋」日本国際連合学会編『グローバル・コモンズと国連』(『国連研究』第 15 号) 国際書院、57-85 頁、ならびに上村雄彦編著 (2015)『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社をベースに、気候資金ガバナンスとグローバル・タックスの關係に焦点を絞り、とりわけグリーン気候基金についてさらなる分析と考察を加えたものである。本稿の作成に当たり、神戸大学の西谷真規子先生、東京理科大学の横田匡紀先生、ならびに匿名の査読者の方から貴重なコメントをいただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。
- (2)本論でいう地球環境ガバナンスとは、地球環境問題に関する「グローバルなレベルにおける多様なアクターによる課題設定、規範形成、政策形成・決定・実施を含めた共治」(上村 2009: 45) のことをいうが、特に気候変動問題に関連する国際機関における意思決定のあり方、中でも各機関の理事会の構成と意思決定方法を中心に考察する。
- (3)外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/gbl_env.html last visited on 23 September 2011)。
- (4)グローバル・タックスの政策効果については、上村 (2009; 2012a; 2014a; 2014c)、Taskforce on International Financial Transactions for Development (2010), Uemura (2012) を参照のこと。
- (5)欧州金融取引税については、EC (2011)、是枝 (2012)、上村 (2013)、上村 (2014c) を参照のこと。ちなみに、この税はフランス、ドイツを含む EU11 カ国が 2016 年 1 月までに導入することを決定しているが、金融業界の強固な反対とロビー活動もあり、段階的な導入を行うこととなった。当初は、株式、債券取引に 0.1%、デリヴァティブ取引に 0.01%の課税が提案されていたが、第一段階では、債券取引への課税を除外し、株式とデリヴァティブ取引の一部についてのみ課税を行うことになっている (欧州委員会環

- 境税ならびにその他の税制課の Ms. Carola Maggiulli、ならびに Mr. Bogdan-Alexandru Tasnadi へのインタビュー (2014年9月3日、於：欧州委員会)。また、Bloomberg、2014年10月29日も参照)。
- (6)金融取引に対する課税は、金融取引税以外にも、トービン税、通貨取引税、通貨取引開発税、グローバル通貨取引税などがある。その長所と短所を比較した研究として、Uemura (2012)、上村 (2014c) を挙げておく。
- (7)本論では、グローバル・ガバナンスをマクロとミクロに分けて議論を展開したが、それをどのように整理するかということについては、さらに議論の余地がある。たとえば、上村 (2009) は、その性質 (とりわけ、組織構造と法的拘束力) に応じて、「ソフト」、「ミドル」、「ハード」という3つの分類を行っているし、ローカル・ナショナル・リージョン・グローバルという整理の仕方もありうる。本論はグローバル・タックスがグローバル・ガバナンス全般に変化をもたらすプロセスを順を追って明示する目的で、マクロとミクロの枠組を用いている。すなわち、まず、グローバル・タックスがそれを財源とする国際機関で変革を起こし (ミクロレベル)、次にそのような国際機関が増える過程を経て (メゾレベル)、最終的にグローバル・ガバナンスを全般的に変革させうる (マクロレベル) というプロセスとロジックを説明するために、このような枠組を用いている。
- (8)航空券連帯税とは、グローバル化の恩恵を受けている飛行機の利用客 (豊かな人々) に課税し、その税収を HIV/AIDS、マラリア、結核という三大感染症に苦しんでいる貧しい人々の治療のために創設された国際機関 (UNITAID、国際医薬品購入ファシリティ) の資金源にするという税制である (Uemura 2007; 上村 2009 : 279-280; 2012: 158; 2013: 250; 2014a: 133-135; 2014b: 74)。
- (9)ただし、諮問フォーラムは創設以来3度しか開催されておらず、フォーラムの再活性化は大きな課題である (UNITAID の Mr. Mauricio Cysne (Director, External Relations) へのインタビュー、2014年10月7日、於：横浜市立大学)。
- (10)適応基金の Ms. Dima Shocair Reda (Operations Officer)、Mr. Daouda Ben Oumar Ndiaye (Adaptation Officer)、Mr. Daniel Gallagher (Adaptation Associate) へのインタビュー (2013年3月16日、於：適応基金)。
- (11)ただし、現在は炭素価格の低迷のため、その割合が低下し、各国からの拠出金の割合が高まっている (上記適応基金スタッフへのインタビュー、2013年3月16日、於：適応基金)。
- (12)GEF ウェブサイト (<http://www.thegef.org/gef/whatisgef> last visited on 26 August 2012)。
- (13)GEF ウェブサイト (<http://www.thegef.org/gef/SCCF> last visited on 26 August 2012)。
- (14)GEF ウェブサイト (<http://www.thegef.org/gef/LDCF> last visited on 26 August 2012)。

- (15)適応基金ウェブサイト (<http://www.adaptation-fund.org/about> last visited on 26 August 2012)。
- (16)山田浩司 (2012)「COP17における日本政府の対応と国際交渉の結果」(<http://www.occ-dm.net/network/activity/occf/occ2011/occ2011-02-moej-yamada.pdf> last visited on 7 July 2012)。
- (17)REDD+とは、「途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減 (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries: REDD)」に、「森林炭素ストックの保全及び持続可能な森林経営ならびに森林炭素ストックの向上 (Conservation of Forest Carbon Stocks, Sustainable Management of Forest, Enhancement of Forest Carbon Stocks in Developing Countries)」という考え方を追加したものである (<http://www.ffpri.affrc.go.jp/redd-rdc/ja/redd/basics.html> last visited on 27 October 2014)。
- (18)GCF ウェブサイト (<http://www.gcfund.org/observers/active-observers.html> last visited on 27 October 2014)。
- (19)第三世界ネットワークの Ms. Meenakshi Raman へのメールインタビュー (2014年10月30日)。
- (20)第三世界ネットワークの Ms. Meenakshi Raman へのメールインタビュー (2014年10月30日)。
- (21)Raman, Meenakshi (2014) “Green Fund adopts key decisions on operations”, *TWN Info Service on Climate Change* (Mar14/01), 3 March 2014, Third World Network, (<http://www.twn.my/title2/climate/info.service/2014/cc140301.htm> last visited on 31 October 2014)。
- (22)第三世界ネットワークの Ms. Meenakshi Raman へのメールインタビュー (2014年10月30日)。
- (23)GCF ウェブサイト (http://news.gcfund.org/fileadmin/00_customer/documents/Press/GCF_Press_Release_2014_11_20_Berlin_pledges.pdf last visited on 28 November 2014)。

《参考文献》

- Biermann, Frank et al. (2010) *Global Climate Governance Beyond 2012: Architecture, Agency and Adaption*, Cambridge University Press.
- Bonner, Mark (2014) "Green Climate Fund progress – on the “Road to Paris” via New

- York, Global CCS Institute (<http://www.globalccsinstitute.com/insights/authors/MarkBonner/2014/05/22/greenclimate-fund-progress-%E2%80%93-%E2%80%9D-new-york?author=NzU3>, last visited on 24 October 2014).
- EC (2011) Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on a common system of financial transaction tax and amending Directive 2008/7/EC. 2011/0261 (CNS), Brussels: European Commission.
 - GCF (2012a) Governing Instrument for the Green Climate Fund, Bonn: Green Climate Fund.
 - GCF (2012b) “Additional rules of procedure of the Board”, GCF/B.01-12/02, Bonn: Green Climate Fund.
 - GCF (2012c) “Arrangements for observer participation in the Board meetings”, GCF/B.01-12/03, Bonn: Green Climate Fund.
 - GCF (2013) “Ceremony Marks Opening of Green Climate Fund’ s Headquarters in Korea” , GCF - PA.10 - 13, Incheon: Green Climate Fund.
 - GCF (2014) “Green Climate Fund announces selection of private sector and civil society international experts to serve in the Private Sector Advisory Group” , GCF - PA.03/14. Incheon: Green Climate Fund.
 - High-Level Advisory Group on Climate Change Financing (2010) Report of the Secretary-General’s High-Level Advisory Group on Climate Change Financing, New York: United Nations.
 - Keohane, Robert and Victor, David (2010) “The Regime Complex for Climate Change”, Discussion Paper, pp. 10-33, The Harvard Project on International Climate Agreements.
 - OECD (2014) "Aid to developing countries rebounds in 2013 to reach an all-time high", <http://www.oecd.org/newsroom/aid-to-developing-countries-rebounds-in-2013-to-reach-an-all-time-high.htm>, last visited on 24 October 2014.
 - Patomäki, Heikki (2001) *Democratising Globalisation: The Leverage of the Tobin Tax*, London • New York: Zed Books.
 - Schalatek, Liane & Nakhouda, Smita (2013) “The Green Fund”, *Climate Finance Fundamentals*, No. 11, Washington: HEINRICH BÖLLSTIFTUNG(<http://www.climatefundupdate.org/resources/finance-fundamentals>, last visited on 24 October 2014).
 - Schulmeister, Stephan (2009) “A General Financial Transaction Tax: A Short Cut of the Pros, the Cons and a Proposal”, WIFO Working Papers, No. 344.
 - Taskforce on International Financial Transactions for Development (2010) “Globalizing Solidarity: The Case for Financial Levies”, the Report of the Committee of Experts to

the Taskforce on International Financial Transactions for Development, Leading Group on Innovative Financing for Development.

- ・ Uemura, Takehiko (2007) “Exploring Potential of Global Tax: As a Cutting-Edge Measure for Democratizing Global Governance”, *International Journal of Public Affairs*, Vo. 3, pp. 112-129.
- ・ Uemura, Takehiko (2012) “From Tobin to a Global Solidarity Levy: Potentials and Challenges for Taxing Financial Transaction towards an improved Global Governance”, *Économie Appliquée*, tome LXV, No. 3, pp. 59-94.
- ・ United Nations (2012) *World Economic and Social Survey: In Search of New Development Finance 2012*, New York: United Nations.
- ・ 上村雄彦 (2009) 『グローバル・タックスの可能性—持続可能な福祉社会のガバナンスをめざして』 ミネルヴァ書房。
- ・ 上村雄彦 (2012) 「地球規模問題を解決するためには—グローバル・タックスの可能性」、三上貴教、戸田真紀子、勝間靖編著『国際社会を学ぶ』晃洋書房、155-169頁。
- ・ 上村雄彦 (2013) 「金融取引税の可能性—地球規模課題の解決の切り札として」『世界』6月号、248-256頁。
- ・ 上村雄彦編著 (2014a) 『グローバル協力論入門—地球政治経済論からの接近』法律文化社。
- ・ 上村雄彦 (2014b) 「グローバル金融が地球共有財となるために—タックス・ヘイブン、「ギャンブル経済」に対する処方箋」日本国際連合学会編『グローバル・コモンズと国連』(『国連研究』第15号) 国際書院、57-85頁。
- ・ 上村雄彦 (2014c) 「金融取引に対する課税とグローバル・ガバナンスの展望—グローバルな不正義を是正するために」『横浜市立大学論叢』第65巻、人文科学系列第2・3合併号、77-104頁。
- ・ 上村雄彦・池田まりこ (2014) 「地球環境ガバナンス」、吉川元他編著『グローバル・ガバナンス論』法律文化社、244-257頁。
- ・ 亀山康子、高村ゆかり編 (2011) 『気候変動と国際協調—京都議定書と多国間協議の行方』慈学社出版。
- ・ 是枝俊悟 (2012) 「EU・フランスの金融取引税 (FTT) の分析<現物取引編>」大和総研。
- ・ 高木功介 (2007) 「地球環境を改善する国際枠組みと国連の役割」第24回佐藤栄作賞優秀賞論文。
- ・ 高村ゆかり (2011) 「気候変動レジームの意義と課題—国際法学の観点から」、亀山康子、高村ゆかり編『気候変動と国際協調—京都議定書と多国間協議の行方』慈学社出版、109-136頁。
- ・ 田村聖太郎、福田幸司 (2011) 「気候資金を巡る国際交渉と今後の展望」、亀山康子、高村

- ゆかり 編 (2011) 『気候変動と国際協調—京都議定書と多国間協議の行方』 慈学社出版、109-136 頁。
- ・地球環境戦略研究機関編 (2009) 『地球温暖化対策と資金調達—地球環境税を中心に』 中央法規。
 - ・寺島委員会 (2010) 『環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして—地球規模課題に対する新しい政策提言』 国際連帯税推進協議会最終報告書。
 - ・福田幸司 (2012) 「新たな支援枠組み 『緑の気候基金』 とは何か」 『環境会議』 2012 年春号、95-103 頁。

(上村 雄彦 横浜市立大学国際総合科学群教授)